

山梨県公報

第二百十七号

令和三年

八月二十六日

木曜日

目次

| | |
|--|-----|
| 告示 | |
| ○家畜伝染病の発生…………… | 四四一 |
| ○道路の供用開始…………… | 四四一 |
| ○自動車専用道路の指定…………… | 四四一 |
| 公告 | |
| ○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更…………… | 四四二 |
| ○建設業の許可の取消し…………… | 四四二 |
| 教育委員会 | |
| ○落札者の決定について…………… | 四四二 |
| 公安委員会 | |
| ○山梨県公安委員会審査請求手続規則…………… | 四四二 |

告示

山梨県告示第二百三十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

令和三年八月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発生年月日 |
|----------|-------|-------------|------|------|-----------|
| ヨ―ネ病 | 牛 | 患畜 | 二 | 北杜市 | 令和三年八月十七日 |

山梨県告示第二百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和三年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|----------|--|----------|------------|
| 県道 | 市川三郷富士川線 | 南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸八番一四地先から 南巨摩郡富士川町駅前通二丁目 字沢ノ戸九番一五地先まで | 一四一・九 | 令和三年八月二十六日 |

山梨県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士川身延線
- 道路の区域

| 区間 | 延長(メートル) | 指定する期日 |
|--|----------|------------|
| 南巨摩郡身延町和田字平林五七六番一八四地先から 南巨摩郡身延町和田字平林五七六番一四三地先まで | 一一八六・三 | 令和三年八月二十六日 |

公 告

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（農村災害対策整備事業 桂川西部地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
令和三年八月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から令和三年九月二十七日日まで
- 縦覧場所 大月市役所
- 審査請求期間 この公告の日から令和三年十月十二日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年二月二十六日まで

● 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。
令和三年八月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 処分をした年月日 令和三年八月十七日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 商号 興石建材株式会社
 - 主たる営業所の所在地 韮崎市龍岡町下條東割七百七十五番地
 - 代表者の氏名 長谷部富士雄
- 許可番号 山梨県知事許可（般一三）第二六二四号
- 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実 被処分者の役員等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二十五条第一項第十四号等の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

また、被処分者は、被処分者の役員等が建設業法第八条に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、役員等が欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書を添付して令和三年三月十五日に山梨県知事に対し建設業の許可申請を行い、不正の手段により令和三年四月十二日付けで建設業許可を受けた。

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和三年八月二十六日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

- 落札に係る役務の名称及び数量
 - 名称 県立学校等広域イーサネットサービス提供業務
 - 数量 一式
- 契約に関する事務を担当する所属
 - 名称 山梨県教育庁総務課
 - 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 落札者を決定した日 令和三年六月二十九日
- 落札者の氏名又は名称及び住所
 - 名称 株式会社デジタルライアンス
 - 住所 山梨県甲府市北口二丁目十二番一号
- 落札金額 七千二百三十三万六千円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年六月七日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県公安委員会審査請求手続規則を次のように定める。
令和三年八月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県公安委員会審査請求手続規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 審査請求に関する一般的手続（第三条―第二十七条）

第三章 雑則（第二十八条・第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）に基づき山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

第二章 審査請求に関する一般的手続

（審理官）

第三条 山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる山梨県警察本部の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により二人以上の審理官を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第一項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。

一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第一項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、警察職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

（物件の提出の方法）

第四条 法、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、山梨県警察を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十一条第二項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知等）

第六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第七条 法第二十三条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

（執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等）

第八条 法第二十五条第三項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。

とする。

2 審査庁は、法第二十五条第二項又は第三項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第二十五条第二項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第九条 審査庁は、法第二十六条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第十条 審査庁は、法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第二十六条第二項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還ししなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記様式第一号の還付請書と引換えに行わなければならない。

（処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式）

第十一条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

（反論書等を提出すべき期間の通知）

第十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項又は第二項に規定する相当の期間を定めるときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（意見の陳述の機会供与の通知の方式等）

第十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

一 事案の件名

二 意見の陳述の日時及び場所

三 意見の陳述をした者の氏名及び住所

四 意見の陳述の要旨

（補佐人同伴の許可の通知）

第十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第三項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等を提出すべき期間の通知）

第十五条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第三項に規定する相当の期間を定めるときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（物件の提出の通知等）

第十六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の聴取又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定による意見の聴取の場合において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

（証拠書類等の管理）

第十七条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、別記様式第二号による提出物目録を作成しなければならない。

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第十条第二項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。
（証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知）

第十八条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

る。

(参考人の陳述の通知等)

第十九条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求し、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第二十条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第二項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

一 事案の件名

二 検証の日時及び場所

三 立会人の氏名及び住所

四 検証の結果

4 第十六条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第二十一条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第十六条第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三条第二

項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第二十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第三項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第十三条第二項の規定は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第二十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第二項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第三項の規定による指定は、別記様式第三号の提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

3 法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により審査請求人又は参加人が納める手数料は、山梨県行政不服審査法施行条例(平成二十八年山梨県条例第十六号)第二条の規定によるものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第二十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第二十五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達的方式等)

第二十六条 法第五十一条第二項又は第四項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第五十一条第二項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第二十七条 第十条第二項後段の規定は、法第五十三条の規定による返還について準用する。

第三章 雑則

(適用除外等)

第二十八条 山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)第二十条第一項及び山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第四十三条第一項に規定する審査請求については、第三条、第十条第二項、第十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、適用しない。

(委任)

第二十九条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する審査請求に必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年九月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、施行日以後に受理した審査請求について適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に審査請求に関する事務処理要領の制定について(平成二十八年三月二十八日付け、例規甲(監監二)第九十二号)の規定によりされている審査請求であつて、この規則に相当の規定があるものは、当該規定によりされたものとみなす。

年 月 日

還 付 請 書

山梨県公安委員会 殿

住所

氏名

印

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

| 目 録 | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 番号 | 標 目 | 数 量 | 備 考 |
| | | | |

取扱者 職名

氏名

印

年 月 日

提出物目録

山梨県公安委員会



行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を受領した。
記

| 事案の件名 | | | |
|-----------------|-------|-----|-----|
| 提出人 | 氏名 | 住所 | |
| 提出を受けた 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 目 録 | | | |
| 番号 | 標 目 | 数 量 | 備 考 |
| | | | |

取扱者 職名

氏名



（提出人への注意事項）提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

提出書類閲覧日時等指定書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 殿

山梨県公安委員会 印

年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

2 閲覧の場所

(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番